

第 6 7 回 税 理 士 試 験 消 費 税 法

●はじめに

今回の本試験は、比較的解答しやすい問題であった。〔第一問〕及び〔第二問〕ともに2題形式での出題であり、バランスよく解答を行えたかどうか合否の鍵となる。また、資料や問題文の読み取りを誤ると思わぬ失点に繋がるため、正確に問題を読み取り、手際よく解答を進めて欲しい問題であった。

Z-67-F〔第一問〕解 答

問 1

(1)について

特定資産の譲渡等に該当する役務の提供とは、「事業者向け電気通信利用役務の提供」及び「特定役務の提供」のことである。〔1〕

1 事業者向け電気通信利用役務の提供（法2①八の四）〔3〕

国外事業者が行う電気通信利用役務の提供のうち、その役務の性質又は取引条件等からその役務の提供を受ける者が通常事業者に限られるものをいう。

2 特定役務の提供（法2①八の五、令2の2）〔3〕

資産の譲渡等のうち、国外事業者が行う演劇その他の一定の役務の提供(注1、2)をいう。

(注1) 映画等の俳優、音楽家その他の芸能人又は職業運動家の役務の提供のうち、国外事業者が他の事業者に対して行うもの（不特定多数の者に対して行うものを除く。）とする。

(注2) 電気通信利用役務の提供を除く。

(※1) 国外事業者（法2①四の二）〔1〕

非居住者である個人事業者及び外国法人をいう。

(※2) 電気通信利用役務の提供（法2①八の三）〔1〕

資産の譲渡等のうち、電気通信回線を介して行われる著作物の提供その他の電気通信回線を介して行われる役務の提供（電話、電信その他の通信設備を用いて他人の通信を媒介するものを除く。）であって、他の資産の譲渡等の結果の通知その他の他の資産の譲渡等に付随して行われるもの以外のものをいう。

(2)について

1 特定資産の譲渡等を行った事業者における消費税法令の適用関係

(1) 課税の対象（法4①）〔2〕

国内において事業者が行った資産の譲渡等(特定資産の譲渡等を除く。)及び特定仕入れには、消費税を課する。したがって、特定資産の譲渡等を行う行為は、課税の対象から除かれているため、消費税は課されない。

(2) 納税義務者（法5①）〔2〕

事業者は、国内において行った課税資産の譲渡等（特定資産の譲渡等を除く。）及び特定課税仕入れにつき、消費税を納める義務がある。

したがって、特定資産の譲渡等を行う事業者は、納税義務者に該当しない。

また、特定資産の譲渡等は、基準期間における課税売上高及び特定期間における課税売上高の規定上の課税資産の譲渡等からは除かれるため、当該売上高の計算には含まれない。

(3) 特定資産の譲渡等を行う事業者の義務（法62）〔1〕

特定資産の譲渡等（国内において他の者が行う特定課税仕入れに該当するものに限る。）を行う事業者は、その特定資産の譲渡等に際し、あらかじめ、その特定課税仕入れを行う事業者が、消費税を納める義務がある旨を表示しなければならない。

2 事業として特定資産の譲渡等を受けた事業者における消費税法令の適用関係

(1) 課税の対象〔2〕

特定資産の譲渡等を受ける行為は、特定仕入れ（事業として他の者から受けた特定資産の譲渡等）に該当するため、課税の対象となり、消費税が課される。

(2) 納税義務者及び納税義務の成立の時期（国通法15②七）〔4〕

国内において特定資産の譲渡等を受ける行為は、国内における特定課税仕入れ（課税仕入れのうち特定仕入れに該当するもの）に該当し、消費税を納める義務があるため、特定資産の譲渡等を受けた事業者が納税義務者に該当する。

なお、納税義務の成立の時期は、特定課税仕入れをした時となる。

また、特定課税仕入れはあくまでも仕入取引であって、課税資産の譲渡等ではない。したがって、基準期間における課税売上高及び特定期間における課税売上高の計算には含まれない。

(3) 課税標準（法28②）〔1〕

特定課税仕入れに係る支払対価の額は、課税標準の計算に含まれる。

(4) 仕入税額控除（法30、令48）**③**

国内において行う特定課税仕入れとして仕入税額控除の対象となり、特定課税仕入れを行った日の属する課税期間の課税標準額に対する消費税額から、その課税期間中に国内において行った特定課税仕入れに係る消費税額の合計額を控除する。

なお、特定課税仕入れは、国内における課税資産の譲渡等の対価の額ではないため、課税期間における課税売上高及び課税売上割合の計算では考慮しない。

(5) 確定申告（法45①）

特定課税仕入れを行った場合には、申告・納付義務が生じる。

(6) 表示義務の不履行

上記1(3)の場合、国外事業者がその取引について特定課税仕入れとして消費税を納める義務がある旨の表示を行っていないとしても、その表示の有無は納税義務の成立に影響を及ぼすものではないため、特定課税仕入れを行った事業者は消費税の納税義務を有することとなる。

(3)について ⑥

消費税が課されるものとは、具体的には次のものが想定される。

- ① 国外事業者の恒久的施設（例えば国内支店等）において、特定仕入れのうち一定の事業者向け電気通信利用役務の提供を受け、下記の規定により国内取引に該当する場合
- ② 国外事業者の恒久的施設（例えば国内支店等）が、特定仕入れのうち特定役務の提供を受け、下記の規定により国内取引に該当する場合

<国内取引の判定：特定仕入れ（法4④）>

国内取引の判定は、特定仕入れとして他の者から受けた役務の提供につき、役務の提供が行われた場所等が国内にあるかどうかにより行う。

ただし、次の場合は、この限りでない。

イ 国外事業者が恒久的施設で行う特定仕入れ（注）のうち、国内において行う資産の譲渡等に要するものは、国内で行われたものとする。

（注）事業者向け電気通信利用役務の提供に限る。

問2 ※ 各問いにおいて、(選択欄)が合っていなければ(理由)は0点

(1)について

(選択欄) 正 ・ ☒ 誤 ☐ 3

(理由) ☐ 2

課税資産の譲渡等とは、下記の定義のとおり、国内における課税資産の譲渡等（商品の販売やサービスの提供）には限定されておらず、国外におけるものも含まれている。

したがって、国内以外の地域で行われる商品の販売であっても「課税資産の譲渡等」に該当する。

① 課税資産の譲渡等（法2①九）

資産の譲渡等のうち、国内取引の非課税の規定により消費税を課さないこととされるもの以外のものをいう。

② 資産の譲渡等（法2①八）

事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供（代物弁済による資産の譲渡その他対価を得て行われる資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供に類する行為として一定のものを含む。）をいう。

(2)について

(選択欄) ☒ 正 ・ 誤 ☐ 3

(理由) ☐ 2

課税事業者が、輸出許可を受けた貨物（外国貨物）を他の事業者の有償で譲渡し、消費税法令に定める一定の書類の保存（輸出証明）をした場合、国内において行う課税資産の譲渡等のうち輸出取引等（本邦からの輸出として行われる資産の譲渡又は外国貨物の譲渡）に該当するものとなり、輸出免税等の適用があるため、消費税は免除される。

(3)について

(選択欄) 正 ・ ☒ 誤 ☐ 3

(理由) ☐ 2

個別対応方式により仕入れに係る消費税額を計算する場合には、その課税期間中において行った個々の課税仕入れ等について、必ず、課税資産の譲渡等にのみ要するもの、その他の資産の譲渡等にのみ要するもの及び課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するものとその区分を明らかにしなければならない。

したがって、本問のように、例えば、課税仕入れ等の中から課税資産の譲渡等にのみ要するものを抽出し、それ以外のものを全て課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するものとして区分することは認められない。

(4)について

(選択欄) 正 ・ ☒ 誤 ☐ 3

(理由) ☐ 2

課税事業者であっても確定申告書の提出義務がない場合とは、国内における課税資産の譲渡等（輸出免税等により消費税が免除されるものを除く。）及び特定課税仕入れがなく、かつ、差引税額がない場合である。

本問では、課税事業者該当し、国内において行った課税資産の譲渡等に係る課税標準である金額に対する消費税額1,000,000円がある（＝国内における課税資産の譲渡等（輸出免税等により消費税が免除されるものを除く。）がある）ため、確定申告書を提出する義務はある。

▶合格ライン◀

〔第一問〕（理論）

問 1

近年の改正項目「リバースチャージ」に関する問題であったため、準備していた受験生は多かったと思われるが、解答が多岐に渡り、解答範囲や解答方法に迷ったであろう。

(1)について

「事業者向け電気通信利用役務の提供」及び「特定役務の提供」の意義であり、重要理論からの出題であったため、正確に書けたかどうか勝負である。高得点が必要であろう。

(2)について

特定資産の譲渡等を行った事業者と特定資産の譲渡等を受けた事業者に区別して、解答を展開することになる。
なお、課税の対象、納税義務者、課税標準、仕入税額控除といった各項目について端的に解答することがポイントである。また、確定申告（法45①）及び表示義務の不履行について触れられていれば得点を期待してもよい。

(3)について

難易度は高く、解答できれば大きなアドバンテージになるであろう。

したがって、問 1 の配点は30点と想定し、
合格確実ラインは24点前後、ボーダーラインは20点前後、であると思われる。

問 2

消費税法に関する文章について、正誤の判断及びその理由を問う事例問題であった。

なお、各問において、「選択欄」をしっかりと合わせられていることが前提にはなるが、「理由」は模範解答どおりでなくても、内容が合っていれば点数を加算してもよいであろう。

(1)について

「課税資産の譲渡等」の定義をしっかりと理解が出来ているかどうかを問うている。
国内における行為には限定されておらず、国外における行為も含まれていることを説明してほしい。
また、「課税資産の譲渡等」の定義を解答することで、理解しているかどうかを示すことになる。

(2)について

「輸出免税等」に関する問題であった。
なお、問題文中の事業者が課税事業者に該当するか否かは不明であるが、課税事業者を前提として解答を作成している。書き方に迷うかもしれないが、「理由」欄で、根拠規定（法 7 ①等）を解答できている場合には、加算点を期待できると考えてよいだろう。

(3)について

「課税仕入れ等の区分」に関する問題であり、法30②及び基本通達11-2-18からの出題であった。
個別対応方式を採用する要件としては、「課税資産の譲渡等」にのみ要するもの、その他の資産の譲渡等」にのみ要するもの及び課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するもの」にその区分を明らかにしていることである点を解答することがポイントとなる。

(4)について

「確定申告書の提出義務の有無」に関する問題であった。「確定申告書の提出義務がない場合（法45①ただし書き）」を示し、本問では、これに該当しない旨を解答することがポイントとなる。

したがって、問 2 の配点は20点と想定し、
合格確実ラインは18点前後、ボーダーラインは15点前後、であると思われる。

〔第一問〕としては、
合格確実ラインは42点前後、ボーダーラインは35点前後、であると思われる。

Z－67－F〔第二問〕解 答

問 1

I 納税義務の有無の判定及び簡易課税制度の適用の有無の判定

区 分	金 額	計 算 過 程 (単位：円)
基準期間の課税売上高	49,575,907円	〔納税義務の有無の判定〕 資産の譲渡等 (1) $54,113,180円 \times \frac{100}{108} = 50,104,796円$ 売上返還等 売上返還等 (2) $571,200円 - 571,200円 \times \frac{6.3}{108} \times \frac{80}{63} = 528,889円$ (3) $(1) - (2) = 49,575,907円 > 10,000,000円 \therefore$ 納税義務あり 2
簡易課税制度の適用の有無	1 有・無 いずれかに○をつけること	〔簡易課税制度の適用の有無の判定〕 (1) 届出書の提出あり 基準期間における課税売上高 (2) $49,575,907円 \leq 50,000,000円$ 1 $\therefore$ 適用あり

II 課税標準額に対する消費税額の計算

区 分	金 額	計 算 過 程 (単位：円)
課 税 標 準 額	56,356,000円	〔課税標準額の計算〕 (1) 第一種 棚卸資産（事業廃止） <u>1,568,890円</u> 2 (2) 第二種 ペット販売 仮受消費税等 ペットフード販売 仮受消費税等 $6,122,090円 + 489,777円 + 2,230,000円 + 178,400円 = 9,020,267円$ 2 (3) 第四種 建物（事業廃止・負担付き贈与） <u>4,500,000円</u> 2 (4) 第五種 獣医業 仮受消費税等 $42,385,410円 + 3,390,811円 = 45,776,221円$ (5) 合 計 $(1) + (2) + (3) + (4) = 60,865,378円$ $60,865,378円 \times \frac{100}{108} = 56,356,831円 \rightarrow 56,356,000円$ (千円未満切捨)
課税標準額に対する消費税額	3,550,428円	〔課税標準額に対する消費税額の計算〕 $56,356,000円 \times 6.3\% = 3,550,428円$

III 仕入に係る消費税額の計算等

区 分	金 額	計 算 過 程 (単位：円)
課 税 売 上 割 合	円 _____	〔課税仕入れ等の税額の計算〕 (1) 業種別課税売上高 ① 第一種 $1,568,890円 \times \frac{100}{108} = 1,452,675円$
控除対象仕入税額	1,952,712円	

Ⅲ 仕入に係る消費税額の計算等（続き）

区 分	金 額	計 算 過 程 (単位：円)
		② 第二種 $9,020,267円 \times \frac{100}{108} - (925,928円 - 54,012円 \times \frac{80}{63})$ $= 7,494,757円$
		③ 第四種 $4,500,000円 \times \frac{100}{108} = 4,166,666円$
		④ 第五種 $45,776,221円 \times \frac{100}{108} = 42,385,389円$
		⑤ 合 計 $56,356,831円 - (925,928円 - 54,012円 \times \frac{80}{63}) = 55,499,489円$
		(2) 業種別消費税額
		① 第一種 $1,568,890円 \times \frac{6.3}{108} = 91,518円$
		② 第二種 $9,020,267円 \times \frac{6.3}{108} - 54,012円 = 472,170円$
		③ 第四種 $4,500,000円 \times \frac{6.3}{108} = 262,500円$
		④ 第五種 $45,776,221円 \times \frac{6.3}{108} = 2,670,279円$
		⑤ 合 計 $① + ② + ③ + ④ = 3,496,467円$
		(3) 基礎となる消費税額 課 税 消 費 税 額 $3,550,428円 - 54,012円 = 3,496,416円$
		(4) みなし仕入率及び控除対象仕入税額
		① 原 則 $3,496,416円 \times \frac{1,952,741円※}{3,496,467円} (= 0.5584\cdots) = \underline{1,952,712円} \boxed{2}$
		※ $91,518円 \times 90\% + 472,170円 \times 80\% + 262,500円 \times 60\%$ $+ 2,670,279円 \times 50\% = 1,952,741円$
		* その他の特例については明らかに不利であるため、判定省略

Ⅲ 仕入に係る消費税額の計算等（続き）

区 分	金 額	計 算 過 程 (単位：円)
売上げの返還等対価に係る税額	2 54,012円	〔売上げの返還等対価に係る消費税額の計算〕 (1) 第二種 ペット販売 仮受消費税等 857,340円＋68,588円＝925,928円 $925,928円 \times \frac{6.3}{108} = 54,012円$
貸倒れに係る税額	2 9,135円	〔貸倒れに係る消費税額の計算〕 ペット販売代金（自己破産） $156,600円 \times \frac{6.3}{108} = 9,135円$
控 除 税 額 小 計	2,015,859円	〔控除税額小計の計算〕 仕入税額 返還等対価 貸倒れ 1,952,712円＋54,012円＋9,135円＝2,015,859円

IV 差引税額又は控除不足還付税額の計算

区 分	金 額	計 算 過 程 (単位：円)
差 引 税 額	1, 534, 500円	〔差引税額又は控除不足還付税額の計算〕 課税消 控除税額小計 3, 550, 428円－2, 015, 859円＝1, 534, 569円 → 1, 534, 500円 (百円未満切捨)
控除不足還付税額	0円	

V 中間納付税額の計算

区 分	金 額	計 算 過 程 (単位：円)
中 間 納 付 税 額	2 266,800円	〔中間納付税額の計算〕 (1) 一月中間申告 前期実績 $\frac{533,700 \text{ 円}}{12} = 44,475 \text{ 円} \leq 4,000,000 \text{ 円} \quad \therefore \text{適用なし}$ (2) 三月中間申告 $\frac{533,700 \text{ 円}}{12} \times 3 = 133,425 \text{ 円} \leq 1,000,000 \text{ 円} \quad \therefore \text{適用なし}$ (3) 六月中間申告 ① 判 定 $\frac{533,700 \text{ 円}}{12} \times 6 = 266,850 \text{ 円} > 240,000 \text{ 円} \quad \therefore \text{適用あり}$ ② 中間納付税額 266,800円 (百円未満切捨)

VI 納付税額又は中間納付還付税額の計算

区 分	金 額	計 算 過 程 (単位:円)
納 付 税 額	2 1,267,700円	〔納付税額又は中間納付還付税額の計算〕 差引税額 中間納付 1,534,500円－266,800円＝1,267,700円
中間納付還付税額	0円	

問 2

I 納税義務の有無の判定及び簡易課税制度の適用の有無の判定

区 分	金 額	計 算 過 程 (単位：円)
基準期間の課税売上高	49,429,812円	〔納税義務の有無の判定〕 H27. 4. 1-9. 30 H27. 10. 1-H28. 3. 31 資産の譲渡等 非課税 資産の譲渡等 非課税 (1) (23,097,032円－2,200円) + (29,438,040円－2,500円) × $\frac{100}{108}$ ＝50,349,961円 H27. 4. 1-9. 30 H27. 10. 1-H28. 3. 31 対価の返還等 対価の返還等 (2) 442,000円 + (516,400円－516,400円 × $\frac{6.3}{108}$ × $\frac{80}{63}$) =920,149円 (3) (1)－(2) = <u>49,429,812円</u> > 10,000,000円 ∴ 納税義務あり 2
簡易課税制度の適用の有無	1 有・無 いずれかに○をつけること	〔簡易課税制度の適用の有無の判定〕 新設法人が基準期間がない事業年度に含まれる課税期間（前期）中に調整対象固定資産の仕入れ等を行っているため、簡易課税制度選択届出書の提出はなかったものとみなされる。 ∴ 適用なし 1 $\left\{ \begin{array}{l} \text{共同住宅} \\ 120,000,000\text{円} \times \frac{100}{108} = 111,111,111\text{円} \geq 1,000,000\text{円} \end{array} \right.$ ∴ 調整対象固定資産に該当する

II 課税標準額に対する消費税額の計算

区 分	金 額	計 算 過 程 (単位：円)
課 税 標 準 額	95,129,000円	〔課税標準額の計算〕 国内販売 F 社への販売 駐車場貸付 88,200,000円 + <u>13,564,000円</u> 2 + 976,000円 = 102,740,000円 $102,740,000\text{円} \times \frac{100}{108} = 95,129,629\text{円} \rightarrow 95,129,000\text{円}$ (千円未満切捨)
課税標準額に対する消費税額	5,993,127円	〔課税標準額に対する消費税額の計算〕 $95,129,000\text{円} \times 6.3\% = 5,993,127\text{円}$

III 仕入れに係る消費税額の計算等

区 分	金 額	計 算 過 程 (単位：円)
課 税 売 上 割 合	2 円 $\frac{107,356,369}{115,773,137}$ 簡易課税制度の適用有を選択した場合には記載の必要はない	〔課税仕入れ等の税額の計算〕 (1) 課税売上割合 ① 課税売上高 課標切捨前 国外顧客向け売上 イ 95,129,629円 + 15,236,000円 = 110,365,629円 売上返還等 売返税額 ロ 3,250,000円－189,583円 × $\frac{80}{63}$ = 3,009,260円 ハ イ－ロ = 107,356,369円 ≤ 500,000,000円 ② 非課税売上高 預金利息 源泉所得税 復興税 共同住宅家賃 社宅家賃 <u>(14,200円 + 2,515円 + 53円)</u> 2 + 6,200,000円 + 2,200,000円 ＝8,416,768円
控除対象仕入税額	4,853,515円	

Ⅲ 仕入に係る消費税額の計算等（続き）

区 分	金 額	計 算 過 程 （単位：円）
		③ 課税売上割合 $\frac{\text{①}}{\text{①}+\text{②}} = \frac{107,356,369 \text{ 円}}{115,773,137 \text{ 円}} = 0.9272\cdots < 95\%$ ∴ 仕入税額は按分計算が必要 (2) 控除対象仕入税額 ① 区分経理及び税額 イ 課税資産の譲渡等により要するもの ① 課税仕入れ 原材料等仕入れ 外注費 賃借料 水道光熱費 22,790,476円 + 15,810,501円 + 1,440,000円 + 311,941円 運送車両修理 製造用機械修理 新聞広告料 + 357,500円 + 2,200,000円 2 + 126,000円 2 その他の製造経費 + 16,816,371円 = 59,852,789円 $59,852,789 \text{ 円} \times \frac{6.3}{108} = 3,491,412 \text{ 円}$ ㊸ 課税貨物 輸入商品仕入 消耗品無償提供 707,000円 + 16,200円 = 723,200円 2 ロ その他の資産の譲渡等により要するもの 社宅清掃費用 $120,000 \text{ 円} \times \frac{6.3}{108} = 7,000 \text{ 円}$ ハ 課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するもの 通勤手当 通勤手当対象外 労働者派遣料 (3,719,344円 - 520,000円) 2 + 1,044,700円 福利厚生費 祝金香典 旅費交通費 通信費 + (1,114,000円 - 70,000円) 2 + 1,253,400円 + 1,224,212円 旅行参加費用 入湯税 飲食代 消耗品費 + (126,000円 - 400円) + 536,570円 + 1,250,000円 税理士報酬 その他共通課税仕入れ + 960,000円 2 + 1,173,500円 = 11,811,326円 $11,811,326 \text{ 円} \times \frac{6.3}{108} = 688,994 \text{ 円}$ ニ 合 計 ① 課税仕入れ $59,852,789 \text{ 円} + 120,000 \text{ 円} + 11,811,326 \text{ 円} = 71,784,115 \text{ 円}$ $71,784,115 \text{ 円} \times \frac{6.3}{108} = 4,187,406 \text{ 円}$ ㊸ 課税貨物 723,200円 ② 個別対応方式 $(3,491,412 \text{ 円} + 723,200 \text{ 円}) + 688,994 \text{ 円} \times \frac{107,356,369 \text{ 円}}{115,773,137 \text{ 円}} = 4,853,515 \text{ 円}$ ③ 一括比例配分方式 $(4,187,406 \text{ 円} + 723,200 \text{ 円}) \times \frac{107,356,369 \text{ 円}}{115,773,137 \text{ 円}} = 4,553,602 \text{ 円}$ ④ 有利判定 ② > ③ ∴ 4,853,515円

「接待交際費」における、得意先の社員旅行参加料、飲食代は、課税資産の譲渡等により要するものに区分することも考えられる。

区 分	金 額	計 算 過 程 (単位：円)
		⑤ 調整対象固定資産に係る調整 共同住宅については、第3年度にならないため変動の調整なし。 また、用途変更の事実がないため、転用の調整なし。

Ⅲ 仕入れに係る消費税額の計算等（続き）

区 分	金 額	計 算 過 程 (単位：円)
売上げの返還等対価に係る税額	2189,583円	〔売上げの返還等対価に係る消費税額の計算〕 国内売上戻り $3,250,000円 \times \frac{6.3}{108} = 189,583円$
貸倒れに係る税額	20円	〔貸倒れに係る消費税額の計算〕 免税事業者が売上計上した売掛金に係る貸倒れであるため、処理なし。
控 除 税 額 小 計	5,043,098円	〔控除税額小計の計算〕 仕入税額 返還等対価 $4,853,515円 + 189,583円 = 5,043,098円$

Ⅳ 差引税額又は控除不足還付税額の計算

区 分	金 額	計 算 過 程 (単位：円)
差 引 税 額	950,000円	〔差引税額又は控除不足還付税額の計算〕 課 標 消 控 除 税 額 小 計 $5,993,127円 - 5,043,098円 = 950,029円 \rightarrow 950,000円$ (百円未満切捨)
控除不足還付税額	0円	

Ⅴ 納付税額又は中間納付還付税額の計算

区 分	金 額	計 算 過 程 (単位：円)
納 付 税 額	2301,100円	〔納付税額又は中間納付還付税額の計算〕 差引税額 中間納付 $950,000円 - 648,900円 = 301,100円$
中間納付還付税額	0円	

▶解答への道◀

問 1

1 基準期間における課税売上高 (資料 2 参照)

難易度は高くないため正確に基準期間における課税売上高を算出したうえで納税義務の有無の判定及び簡易課税の適用の有無の判定を行うこと。

2 簡易課税の事業区分

(1) 第一種事業 (卸売業)

他の者から購入した商品とその性質及び形状を変更しないで他の事業者販売する事業は、第一種事業に該当する。(令57⑤一・⑥)

→ 同業者乙に対する棚卸資産の売上高 (資料 4 (1) 参照)

(2) 第二種事業 (小売業)

他の者から購入した商品とその性質及び形状を変更しないで事業者以外の者に販売する事業は、第二種事業に該当する。(令57⑤二・⑥)

→ 一般消費者に対するペット及びペットフード等の売上高 (資料 3 (1) ②③参照)

(3) 第四種事業 (その他の事業)

第一種事業、第二種事業、第三種事業、第五種事業及び第六種事業以外の事業は、第四種事業に該当する。(令57⑤六)

→ 丙に対する店舗建物の負担付き贈与 (資料 4 (2) (3) 参照)

(*) 事業者が自己において使用していた固定資産等の譲渡を行う事業は、第四種事業に該当する。

(基通13-2-9)

負担付き贈与による資産の譲渡があった場合には、負担付き贈与に係る負担の価額に相当する金額が対価の額となるため、負担の価額である4,500,000円を課税標準額に算入する。簿価の5,305,540円は使用しないことに注意すること。

(4) 第五種事業 (サービス業等)

運輸通信業、金融業及び保険業、サービス業 (飲食店業を除く。) に該当する事業は、第五種事業に該当する。(令57⑤四、基通13-2-4)

→ 獣医業に係る売上高 (資料 3 (1) ①参照)

3 返還等対価に係る税額 (資料 3 (2) 参照)

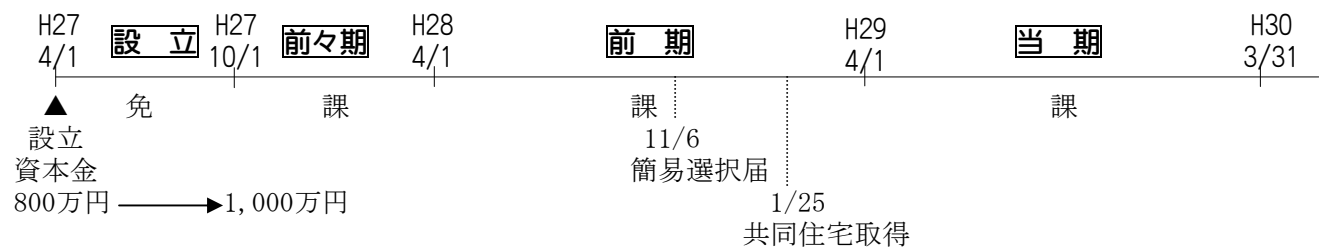
一般消費者に対するペットの売上高に係るものであるため、第二種事業に区分する。

4 貸倒れに係る税額 (資料 6 参照)

販売代金 (消費税等込) 156,600円を基に控除税額を算出する。

問 2

1 基準期間における課税売上高（資料 1 参照）



- (1) 設立事業年度（参考）
- ① 基準期間及び特定期間なし
 - ② 期首資本金1,000万円未満（800万円）であるため新設法人に該当せず、納税義務なし。
- (2) 前々事業年度（参考）
- ① 基準期間及び特定期間なし
 - ② 期首資本金1,000万円以上（1,000万円）であるため新設法人に該当し、納税義務あり。
- ※ 「平成27年10月から資本金を1,000万円に増資」とあるが、「10月 1 日に増資」と解釈して解答を作成している。
- (3) 前事業年度（参考）
- ① 基準期間なし
 - ② 前事業年度が短期事業年度であるため、特定期間は設立事業年度（6 ヶ月）の期間となる。
特定期間における課税売上高は22,652,832円（＝23,097,032円－2,200円－442,000円）であり、1,000万円を超えるが、特定期間中に支払った給与等の額は不明である。
 - ③ 仮に特定期間中に支払った給与等の額が1,000万円以下と仮定したとしても、期首資本金1,000万円以上（1,000万円）であるため新設法人に該当し、納税義務あり。
- (4) 当課税期間
- ① 納税義務の判定
前々事業年度が1年未満（6 カ月）であるため、基準期間はその事業年度開始の日（H29. 4/1）の2年前の日の前日（H27. 4/1）から1年を経過する日（H28. 3/31）までの間に開始した各事業年度（設立事業年度及び前々事業年度）を合わせた期間となる。
基準期間における課税売上高の計算にあつては、
 - ・ 設立事業年度は免税事業者であるため税抜き計算は不要
 - ・ 基準期間は1年であるため年換算は不要となる点に注意すること。
 - ② 簡易課税の適用の有無の判定
新設法人に該当する前事業年度において、平成28年11月 6 日に簡易課税制度選択届出書を提出しているが、当該届出書の提出後である平成29年 1 月25日に調整対象固定資産に該当する共同住宅を購入しているため、簡易課税制度選択届出書の提出はなかったものとみなされる。したがって、簡易課税の適用はないこととなる。

2 課税標準額（資料 6 (1)②ロ）参照）

D 国の提携事業者が製造した完成品を仕入れて国内に引き取ることなく E 国の顧客に販売した取引は、資産の譲渡が行われる時における資産の所在場所が国外であるため、国外取引に該当する。

3 控除対象仕入税額

- (1) D 国の提携事業者からの仕入れ（資料 6 (3)②参照）
- 国外における仕入れであるため、仕入税額控除の対象とはならない。
- (2) 製造用機械修理費用（資料 6 (13)③参照）
- 国外の技術者の来日・滞在に要した旅費及び日当に相当する額450,000円は、H社に対する修理費用の一部として課税仕入れに該当する。

4 貸倒れに係る消費税額（資料 6 (16)参照）

免税事業者であった設立事業年度における売上げに係る貸倒れであるため、税額控除の対象とならない。

▶合格ライン◀

〔第二問〕（計算）

「個人事業者の簡易課税」、「法人の原則課税」の総合計算問題 2 題形式であった。

問 2 における、簡易課税制度届出書の適用関係については難易度が高く、また、資料が読み取りにくい箇所もあったが、それ以外は全体として難易度は高くないと思われる。

問 1 の配点は20点と想定し、

合格確実ラインは18点前後、ボーダーラインは14点前後、であると思われる。

問 2 の配点は30点と想定し、

合格確実ラインは25点前後、ボーダーラインは21点前後、であると思われる。

〔第二問〕としては、

合格確実ラインは43点前後、ボーダーラインは35点前後、であると思われる。

●おわりに

理論及び計算の解答バランスを考慮すると全体では、合格確実ラインは、84点前後、ボーダーラインは72点前後になると考えられます。



TACの取り組みを公開！ 最短ルートで合格を目指すなら 「科目別合格戦略」



TAC 科目戦略

http://www.tac-school.co.jp/kouza_zairi/

平成29年度(67回) 税理士試験 5科目合格祝賀会



平成28年度(東京会場) 東京ドームホテル

TACでは、合格者の皆様のご健闘を称えるとともに合格を祝しまして、全国（東京・名古屋・大阪・広島・福岡）で合格祝賀会を開催を予定しております。合格祝賀会の詳細は12月以降、TACホームページにて情報を公開いたします。TAC講師・スタッフ一同、皆様のご来場を心よりお待ちしております。

東京会場

ホテルニューオータニ

2018年1月6日(土)開催決定！

東京・名古屋・大阪・広島・福岡で開催予定
詳細は12月にTACホームページ公開！